

第2節 美しい景観の形成

第1 公共事業等による推進

①美しい公共施設づくり

■府有施設の整備

ゆとりとうるおいのある文化的な施設づくりを目指した「大阪府公共建築整備指針」及び「大阪府公共建築整備マニュアル」に基づき、都市の景観をリードし、まちの魅力を高め、まちの活性化に役立つ美しい府有施設づくりを推進した。

■府営住宅の整備

府営住宅の建設にあたり、住棟配置、外壁のデザイン、植樹、幼児遊園、コミュニティー道路の整備等について周辺環境との調和を図り、地域の景観の向上を図った。

■橋・道路等の景観配慮

土木構造物は、それ自体が景観資源となる場合もあるが、周辺の景観に配慮して強調・調和・融合を図ることにより、公共施設も含めた全体景観を形成することが必要である。そのために橋・道路等の建設に、景観の観点からシビックデザインの考え方をを用いて設計に反映した。

■街路灯、ガードレール、標識等の景観配慮

駅、公共施設等の周辺において、地域の景観に配慮した道路照明灯、防護柵、道路標識等の整備に努めた。

第2 適切な誘導・規制

①適切な誘導・規制

■土地利用規制等既存法令による規制

土地利用規制等既存法令により、良好な市街地環境の形成を図った。

■地区計画・総合設計制度等の活用

地区の特性に応じた良好な市街地の形成を図るため、地区計画制度、再開発地区計画制度、総合設計制度などの活用を促進しており、地区計画制度では、地区の特性にふさわしい態様を備えた良好な市街地の整備保全を図り、総合設計制度では、平成3年1月に定めた「総合設計取扱要領」に基づき、敷地内に一定規模以上の空地を確保し、緑地等を設けるなど市街地環境の向上に資する良好な建築計画を誘導した。

東大阪市吉田9丁目地区など、あわせて5市6地区において、地区計画を制定した（但し、地区計画変更分地区を含む）。

■建築協定制度の活用

各建築協定地区相互の連携を図り、共通する諸課題について検討する「大阪府建築協定地区連絡協議会」（平成5年3月設立）における情報交換や啓発活動を通して建築協定制度を円滑に推進した。

■市町村の景観マスタープランの支援

景観施策の早期実施・定着を図るため、景観づくりを総合的、体系的に進めるための基本となる景観マスタープランを策定する市町村への技術的支援に努めた。

■景観形成ガイドライン等の活用

府民の代表者や学識経験者などで構成する「美しい景観づくり府民会議」からの提言により平成7年3月に策定した「大阪府都市景観ビジョン」の活用を進め、個性的で安らぎと愛着のある景観形成を図った。

■密集住宅市街地整備促進事業の推進

老朽住宅が密集する市街地において、居住環境の整備及び良質な住宅の供給を促進するとともに、防災性向上を図るため、建設大臣の承認を得ている4市10地区において、老朽住宅の建替促進及び住環境整備を行った。

■街なみ環境整備事業の推進

歴史的環境と調和した建築物等の修景により、風土を活かした個性とうるおいのある都市景観を形成する「街なみ環境整備事業」を実施する大阪市（住吉大社周辺地区・平野郷地区）、八尾市（久宝寺寺内町地区）及び岸和田市（本町地区）に対し、事業の円滑な推進を図るための指導・監督を実施した。

②景観を阻害する行為の抑制

■景観を損なう屋外広告物の指導、撤去

美観風致の維持及び公衆に対する危害の防止のため、府内（大阪府域及び堺市域を除く）において違法に掲出されている貼り紙、貼り札、立看板などの簡易な広告物を約18万件除却した。

■散乱廃棄物（ポイ捨て防止）対策の検討

効果的なポイ捨て防止対策を検討するとともに、「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」において、ポイ捨て防止の呼びかけや清掃活動などを実施した。

■めいわく駐車や放置自転車の追放に向けた府民運動の展開

すべての府民に「めいわく駐車と自転車の放置はしない、させない」意識の高揚を図り、これらの継続的な実践を促すことにより、安全で円滑な道路交通環境を確保するため、ラジオスポット放送の実施や、街頭キャンペーン等を行った。

第3 景観づくり活動等の促進

①美しい景観への関心づくり

■イベント等の開催

「大阪府都市景観ビジョン」で描かれたビジョンの実現に向けて、活力あふれる潤いのある魅力的な都市景観づくりを推進するため、大阪まちなみ賞・みどりの景観賞の表彰式にあわせた記念講演会の開催や大阪府都市緑化フェアへの出展などのイベント等の啓発事業により府民の意識高場を図った。

■大阪都市景観建築賞（大阪まちなみ賞）

美しく、個性と風格のあるまちの景観づくりを進めていくために、周辺環境の向上に資し、かつ、景観上優れた建築物やまちなみを府民からの推薦をもとに大阪都市景観建築賞（大阪まちなみ賞）として表彰した（入賞施設9施設）。

■まちづくり功労者の表彰

府民参加による創意と工夫を活かしたまちづくりの推進を目的として、まちづくりに特に顕著な功績の

あった個人・団体を知事表彰するとともに、府下の市町村と共催しその地域を中心にまちづくりパネル展、記念講演会、まちづくり見学会などの行事を開催した（平成8年度は6月に東大阪市にて開催）。

■マスターアーキテクト方式による魅力あるまちなみ形成の推進

阪南スカイタウンにおいて、一人の建築家（マスターアーキテクト）が中心となって、まちの景観を調整し、魅力あるまちなみの形成に努めた。

②活動の支援

■団体等の交流の場の設置

景観づくりに取り組んでいる公共・民間団体50者の参画を得て平成6年12月に設立した「大阪美しい景観づくり推進会議」を運営し、意見交換会等を開催し、団体等の交流を進めた。

■美化運動の支援

「中環をきれいにする日（毎月20日）」、「外環クリーン月間（毎年5月・9月）」、「道路美化モデル区間（9路線10区間）」において、地元自治会や地元市町村等の協力を得て道路の清掃を行うとともに、広く道路を利用する人々に対し、道路を汚さないように広報・啓発活動を実施した。